　　　春日井市ＤＶ対策連絡会議要綱

　（設置）

第１条　本市におけるドメスティック・バイオレンス被害者への支援体制の充実を図るため、春日井市ＤＶ対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

　（所掌事務）

第２条　連絡会議は、次の事項について協議する。

　⑴　総合的なドメスティック・バイオレンス対応に関する事項

　⑵　その他必要な事項

　（組織）

第３条　連絡会議は、健康福祉部地域共生推進課長が主宰し、次の表に掲げる課の長をもって組織する。

|  |  |
| --- | --- |
| 部名 | 部署名 |
| 企画経営部 | 広報広聴課 |
| 市民生活部 | 多様性社会推進課 |
| 戸籍住民課 |
| 保険医療年金課 |
| 健康福祉部 | 健康増進課 |
| 地域共生推進課 |
| 障がい福祉課 |
| 生活支援課 |
| こども未来部 | こども家庭支援課 |
| 保育課 |
| まちづくり推進部 | 住宅政策課 |
| 教育委員会 | 学校教育課 |

（会議）

第４条　連絡会議は、必要に応じて開催する。

２　連絡会議は、必要があると認めるときは、前条に定める者以外の者を出席させることができる。

　（実務者会議）

第５条　連絡会議に、ドメスティック・バイオレンス被害者への支援のあり方の検討及び情報交換並びに連絡調整を行うため、実務者会議を置く。

２　実務者会議は、第３条の表に掲げる課等の職員をもって組織し、必要に応じて開催する。

　（庶務）

第６条　連絡会議の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において処理する。

　（雑則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、連絡会議において定める。

　　　附　則

　１　この要綱は、平成20年２月29日から施行する。

　２　この要綱の施行の日から平成20年３月31日までの間、別表の適用については、同表の規定中「障がい福祉課」とあるのは「福祉課」とする。

　　　附　則

　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。